

札幌圏都市計画
土地区画整理事業の決定(案)
(市決定)

篠路駅東口土地区画整理事業

平成 30 年 1 月
札幌市まちづくり政策局都市計画部

札幌圏都市計画土地区画整理事業の決定
(札幌市決定)

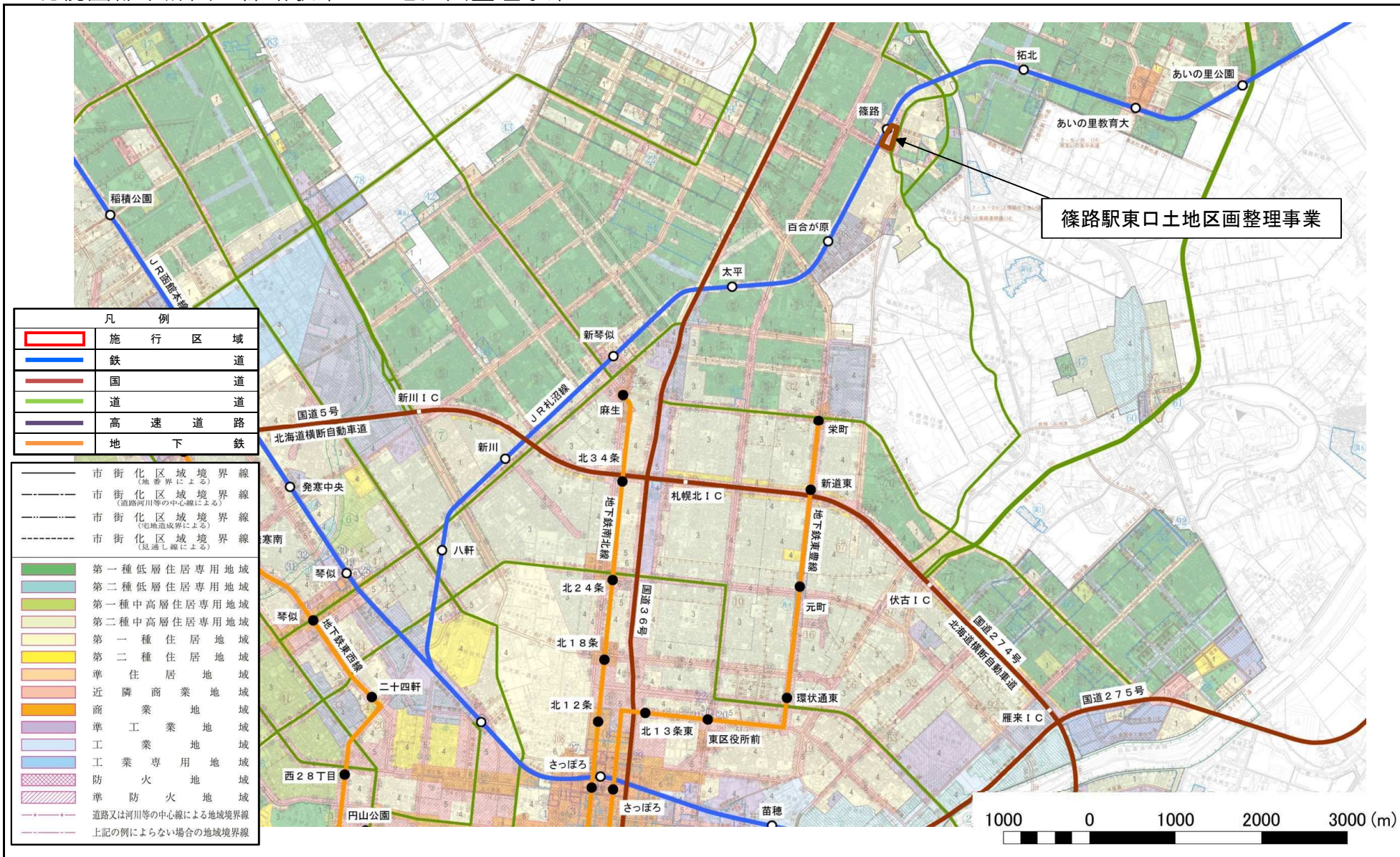
都市計画篠路駅東口土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		篠路駅東口土地区画整理事業		
面 積		約 4.4 ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	一部区域（駅前広場）の変更
		都市計画道路	3・4・197 篠路駅東通	
		上記の都市計画道路により交通結節点としての機能強化を図り、また、地域に相応した区画道路（標準幅員 8.0、10.0m）、歩行者専用道路（標準幅員 4.0m）を適正に配置する。		
	公園及び緑地	公園面積は、施行地区面積の 3%を確保するものとし、駅前広場との一体的なオープンスペースとしての利用及び誘致距離を勘案して街区公園 1 箇所を適正に配置する。		
	その他の 公共施設	上下水道は、既設道路については整備済みである。新設道路や既設道路のうち更新が必要な個所については、道路計画を基にして適正に配置する。		
宅地の整備		「篠路駅東通」、「篠路駅中央通」、「横新道」沿線については、商業、業務、医療等の土地利用を想定し、適正な街区形成を図る。その他の区域については住宅地としての良好な環境が保たれるよう配慮する。 街区の規模は住宅地においては短辺 40m、長辺 100mを標準とし、その他についてもそれぞれの土地利用に合致するよう適正な街区の形成を図る。		
「施行区域は、計画図（区域図）表示のとおり」				
理由 本地区は、平成 25 年度に策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において地域交流拠点として位置付けられており、すでに駅西側での再開発事業や駅前広場整備など一部の事業が完了しているが、鉄道による東西分断や横新道における慢性的な交通混雑、東口駅前広場の未整備など社会基盤が弱いなどの課題を抱えている。 これらの課題解決のため、J R 札沼線鉄道高架事業、横新道の道路拡幅事業などと併せて、本区域において土地区画整理事業を施行するものである。				

札幌圏都市計画

篠路駅東口土地区画整理事業

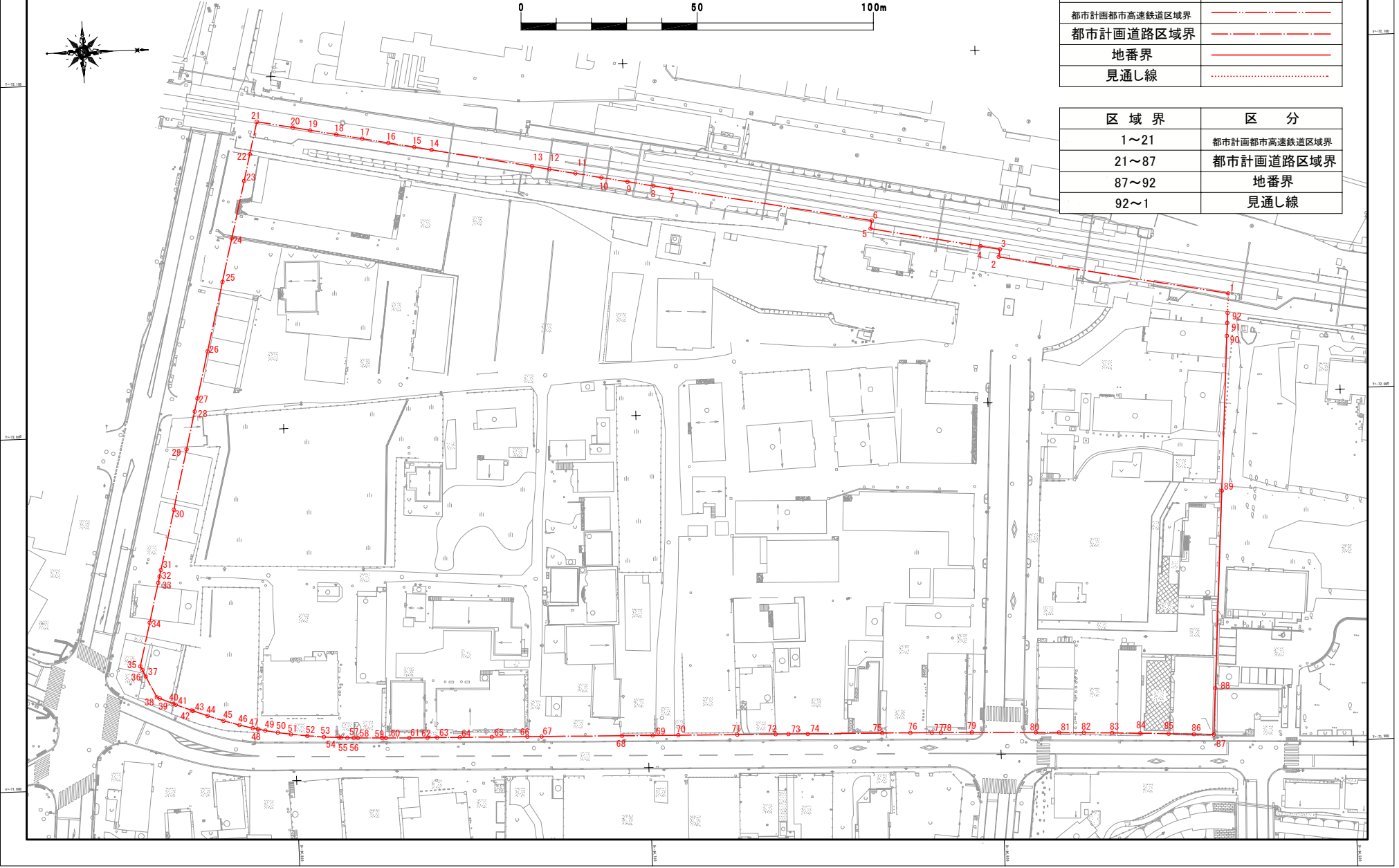
位置図



札幌圏都市計画 篠路駅東口土地区画整理事業 計画図（区域図）

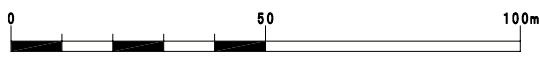
凡 例	
区 分	表 示
都市計画都市高速鉄道区域界	———
都市計画道路区域界	———
地番界	———
見通し線	

区 域 界	区 分
1～21	都市計画都市高速鉄道区域界
21～87	都市計画道路区域界
87～92	地番界
92～1	見通し線



札幌圏都市計画 篠路駅東口土地区画整理事業

設計図 (案)



凡 例	
	都市計画道路
	区画道路
	特殊道路
	街区公園
	施行地区界

